

平成 27 年 11 月

## 1. 募集の趣旨

流山市（以下「本市」という。）では、保有する施設を財産にとらえ戦略的な施設経営を行うファシリティマネジメント（以下「FM」という。）を推進しています。

この FM 施策の一環として、民間事業者の皆様から本市の土地・建物を活用した提案を募集し、協議対象案件に選定した案件については本市と原則として 1 年間の間に詳細条件の協議を行い、予算措置を含めて諸条件が整った場合に提案者と随意契約して事業化する「FM 施策の事業者提案制度（以下「提案制度」という。）」を実施しています。

提案制度はこれまで 3 回実施し、民間事業者の方々の資金調達と創意工夫・ノウハウを活用した提案を事業化してきました。

今回の市場調査は、第 4 回以降の提案制度において、これまで以上に自治体経営・まちづくりへの貢献度の高い提案を求めつつ、本市及び民間事業者にとって価値の高い制度としていくため、民間事業者の皆様との対話及び Web 上でのアンケートを行うものです。

当初は、平成 27 年 11 月末日までを期限としていましたが、より幅広く民間事業者の皆様のご意見を反映するために、期限を平成 28 年 2 月末日まで延長します。

なお、市場調査への参加の有無は、第 4 回以降の提案制度における審査の採点には一切影響しません。

## 2. 本調査の概要

### 2.1 市場調査の名称

流山市ファシリティマネジメント施策の事業者提案制度に関する市場調査

### 2.2 市場性調査の内容

市場調査は、下記の 2 種類の方法により行うものとします。なお、対話及び web アンケートの両方に参加することも可能です。

#### (1) 対話方式

本市担当者との対話による方式です。本市に協議申出書を提出したうえで、事業者ごとに個別に実施します。

ア 1 回あたりの対話時間は概ね 50 分以内とします。

イ 日時は、協議申出書を提出した事業者と個別に調整します。

ウ 関連資料がある場合は、できるだけ事前に事務局へメールで提出してください。

エ 提案制度と関連しない内容については協議しません。

オ 本市から、状況に応じて複数回の対話を申し出る可能性があります。

#### (2) web アンケート

流山市 FM 施策の事業者提案制度に関する市場調査実施要領(平成 27 年 11 月 27 日改正版)  
本市ホームページ上の特設ページにおいて、実施するアンケートです。

ア URL : [https://www.city.nagareyama.chiba.jp/cgi-bin/enq/formcms/fc\\_form.cgi?g=125&m=p](https://www.city.nagareyama.chiba.jp/cgi-bin/enq/formcms/fc_form.cgi?g=125&m=p)

イ 期間は、本実施要領公表後から平成 28 年 2 月 29 日までとします。

ウ 回答の重複や情報の錯綜を避けるため、回答者は事業者名、担当者名、連絡先等の情報を記入していただくことを条件とします。

エ 回答内容を確認するため、別途、本市担当者から連絡させていただく可能性があります。

オ 回答いただいた事業者の方には、本市から(1)に基づく対話を申し出る可能性があります。

## 2.3 市場調査の結果

事業者名、個別の対話内容、アンケートの個票をはじめ、民間事業者のノウハウに係る部分は公表しませんが、主な意見については概要を本市ホームページで公表します。

## 3.応募条件

### 3.1 応募者

(1)応募者は、提案制度に関心を有し、提案の作成及び提案内容を遂行できる能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とします。

(2)グループで応募する場合は、主たる役割を担う代表者を 1 社選定してください。

### 3.2 応募者の役割

(1)応募者は、その保有する経験・ノウハウ等を十分に活用し、提案制度について協議します。

(2)応募者は、本市が市場調査の結果概要を公表することを承諾します。

### 3.3 応募者の制限

本実施要領公表の日から協議申出書の提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができません。

(1) 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成 3 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年 6 月 1 日制定）に基づく指名除外を受けている者。

(2)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

(3)手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、または本事業の提案書提出日の前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。

(4)建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者。

(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 3 条または第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。

(6)商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

(7)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。

- (8)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
- (9)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- (10)応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。
- (11)法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

### 3.4 市場調査に関する留意事項

#### (1)費用負担

市場調査に関する全ての書類の作成・提出・協議に係る費用は、応募者の負担とします。

#### (2)提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は結果概要の公表・提案制度の検討以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

#### (3)特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

#### (4)本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

#### (5)法令等の遵守

市場調査にあたっては、応募者の責任において関係法令等を確認してください。

#### (6)虚偽の記載の禁止

市場調査に関連する書類・発言等で虚偽の記載や発言をした場合は、当該事業者との対話やアンケート結果を無効とします。

#### (7)協議結果の概要の公表への承諾等

本市との協議結果の概要は、本市ホームページ等で公表します。公表にあたっては、できる限り事業者ノウハウに係る部分は非公表としますが、応募者はこの公表内容について異議申し立てを行うことはできません。

## 4.事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

窓口：流山市総務部財産活用課ファシリティマネジメント推進室

住所：〒270-0192 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

電話：04-7150-6069

電子メール：kanzai@city.nagareyama.chiba.jp

## 5.スケジュール

### 5.1 日程

提案の募集及び選定は、次の日程（予定）で行います。

(1)実施要領の公表（流山市ホームページに掲載）	平成 27 年 9 月 3 日
(1)'実施要領の改正（流山市ホームページに掲載）	平成 27 年 11 月 27 日
(2)対話	
協議申出書の受付	平成 27 年 9 月 3 日～平成 28 年 2 月 22 日
対話の実施	平成 27 年 9 月 14 日～平成 28 年 2 月 29 日 (順次)
(3)web アンケート	
アンケートの受付	平成 27 年 9 月 3 日～平成 28 年 2 月 29 日
(4)結果概要公表	平成 28 年 3 月以降

### 5.2 市場調査の手続き

#### (1)実施要領の公表

実施要領は、本市のホームページにて公表します。

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/81/427/18762/027272.html>

#### (2)対話

##### ア 協議申出書の提出

別紙の協議申出書を上記の期間内（受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時）に 4. 事務局へ郵送・持参またはメールで提出してください。メールの場合は、後日、原本を郵送または持参してください。

##### イ 対話の実施

協議申出書を提出いただいた事業者に、事務局から別途、日程調整の連絡をメールまたは電話で行います。なお、ヒアリング会場は流山市役所とします。

#### (3)web アンケート

上記期間内に専用ホームページで実施します。詳細は、2.2 市場性調査の内容(2)web アンケートの項目を参照してください。

#### (4)結果概要公表

対話及び web アンケートの結果概要は、事務局で取りまとめのうえ、ホームページで公表します。なお、公表内容については、事務局に一任いただくこととします。